

地方自治法第199条第14項の規定により，令和3年度定期監査(前期)の結果に基づき講じた措置について，これを公表する。

令和4年9月28日

神栖市監査委員
池田 誠

神栖市監査委員
石井 由春

防 第 4 1 0 号
令和 4 年 9 月 2 8 日

神栖市監査委員 池田 誠 様
神栖市監査委員 石井 由春 様

神栖市長 石田 進

監査の結果に基づき講じた措置状況について（通知）

下記により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について，地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

記

1 対象監査報告

令和 4 年 1 月 1 2 日付監第 2 6 号報告

令和4年1月12日付監第26号報告に基づき講じた措置状況について

個別指摘事項

【防災安全課】

番号	指摘事項	措置状況
①	<p>市内の人身事故発生件数が年々減少傾向となっていることは、交通安全対策事業において実施した交通安全教室や飲酒運転根絶キャンペーンなどの活動による成果があったことが窺える。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止や規模縮小となった事業もあったが、関係団体との連携強化を図り、例年とは異なった手法を取り入れるなどしながら、安全・安心な交通社会の実現のために尽力されたい。</p>	<p>交通安全キャンペーンの手法につきましては、引き続き開催を実施するうえで、有意義なイベントにするため、神栖警察署や各関係団体との会議等にてご意見をお聞きしたほか、地元高校生との協働や広報担当課と連携し、ツイッターやメルマガ等のSNSを活用したキャンペーンを実施しております。</p>
②	<p>市は、市民等から受けた空家等に係る情報を適切に管理するとともに、空家等に関する対策を実施するために必要な体制を整備する責務がある。令和2年度調査において、市内には1,500件を超える空家が点在する状況であり、そのうち、老朽化等により倒壊などの恐れのある特定空家等が27件、管理不全な空家等が148件となっている。所有者が金銭面、相続等複雑な問題を抱え、解決が難しい事案が多いことは推察できる。令和3年4月には空家解体支援事業補助金制度及び空家利活用促進事業補助金制度が施行され、空家解体支援事業補助金制度については、当初予算の増額補正を要するほど利用者が想定件数を上回り、反響があったようである。今後も動向</p>	<p>進展のない空き家に係る補助金制度につきましては、先進自治体の制度を参考に、令和4年2月に弁護士や建築士等の専門家で構成された神栖市空家等対策協議会にて、ご意見を伺いながら、市民のニーズにあった補助金制度を担当部署と検証・見直しをしているところでございます。</p>

	<p>を見極め、実情に即しているものであれば、国庫補助金の活用とともに促進されたい。これらの補助金制度が解決策になることを期待するものであるが、新たに始めた制度であっても、一向に進展のないものとなるようであれば担当部署間で連携し、見直しを図ること、場合によっては制度廃止の方向で再構築することも英断であると考ええる。</p>	
③	<p>少子高齢化や被雇用者の増加等の社会経済情勢の変化により、消防団員の確保が困難な状況となっていることは地域防災力の弱体化に繋がる懸念材料である。消防団の意義を理解できていない状況も見受けられるため、各地域に消防団の必要性等を丁寧に説明し、消防団員確保に取り組まされたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により社会が変わりつつあるように、既に組織も変わっていく時代に突入していると考ええる。消防団において現在抱えている課題を整理のうえ、消防団組織の位置づけや必要継続性を問い、国や県に訴えることが必要であろう。将来的にどう展開をしていくべきか再考し、消防体制の充実に努められたい。</p>	<p>消防団員の確保に向けて、まず処遇改善として、令和3年度から年額報酬及び出動手当の引き上げ、活動環境の整備として、令和4年度から消防団員マイカー共済へ加入をしております。また、火災等発生時の出動団員確保のため、消防団員OBを活用する機能別団員制度を導入しております（現在3名）。</p> <p>ほか、消防団員の募集記事や訓練実施内容等をホームページに掲載し、神栖市消防団活動の普及啓発を進めております。また、消防団に配備する車両の配属式に地区区長を招待するなどして、消防団活動への理解向上に努めております。</p> <p>消防団活動を進めていく上で課題などがあつた際には、消防団本部（団長、副団長、本部員で構成）で会議を開催し、都度その解決や消防団体制の充実に努めております。</p>
④	<p>防犯カメラ設置事業補助金については、直近3年間の交付申請がない状況である。行政区登録者数の減少等に</p>	<p>行政区等への防犯カメラ設置事業補助金につきましては、令和4年4月に開催された区長説明会にて当補</p>

	<p>より防犯カメラ設置費用を捻出できないことや当補助金制度自体を知らないことが要因として考えられる。防犯カメラによる抑止力は大きいことから、犯罪発生状況を鑑み、防犯上必要となる箇所には十分な予算を計上し対応されたい。行政区の説明会等において住民の声に耳を傾け、切なる要望にも応えられる体制を構築し、より一層効果的な防犯対策を講じられたい。</p>	<p>助金の周知や興味があった行政区へ個別に詳細を説明し、地区内にて検討いただいているところでございます。</p> <p>また、地区の予算や実情等を参考に要項の見直しをしております。</p>
--	--	---

【市民課】

番号	指摘事項	措置状況
①	<p>個人番号カードの交付割合は、令和3年9月末現在、36.3%となっている。個人番号カードを使用することにより、感染症の影響等、国の不測の事態が発生した際に、支援金給付等に係る迅速な手続きやオンライン申請が可能となる。また、各医療機関における個人番号情報の一元化により、保険証として活用できるなど、多くの利点が挙げられる。当カードの普及が利用価値の高まりをもたらし、住民サービスの向上、事務の効率化等に繋がるため、活用方法やセキュリティ対策について、市民に丁寧に説明し、さらなる普及活動に努められたい。</p>	<p>個人番号カードの令和4年8月31日時点における神栖市の交付割合は、44.2%と、昨年定期監査の回答で示した令和4年9月末現在と比べ、7.9ポイント上昇しております。普及促進として、本庁舎及び波崎総合支所において、機器操作の補助や顔写真の無料撮影などの申請サポートを実施しているところです。さらに、令和4年度は、矢田部公民館（9/18）及びセイミヤ神栖店（9/24・25）において、市職員の出張による申請受付を実施しました。また、マイナポイント第2弾が始まり、7月以降、申請件数の増加が顕著となっております。</p> <p>カードの活用方法およびセキュリティ等については、ポスターの掲示や、市民課ロビーに設置しているモニターを利用した広報など、カード申請の啓発と普及促進に努めております。</p>

②	<p>人口動態調査については、単に厚生労働省管轄の統計調査として捉えるのではなく、調査結果は健康対策に役立つ重要データとなるものであり、そのデータを利活用することで市民の健康に寄与することが期待できる。当市においても施策の展開を図るため、健康対策担当部署との業務連携を推進されたい。</p>	<p>人口動態調査の活用につきましては、統計法の規定に基づき、健康対策部署から調査票情報の利用申出が行われているところです。今後も、健康対策部署の求めに応じ、保健医療行政に役立つよう、可能な範囲で必要な情報を提供してまいります。</p>
---	---	--

【環境課】

番号	指摘事項	措置状況
①	<p>契約方法について、特命見積が多いと感じられる。環境衛生や公害対策等の分野は業務の特殊性があると思われるが、委託内容を再度精査し、これまでの見積方法の慣習にとらわれることなく、特命見積から競争見積に切り替えていくことを検討されたい。</p>	<p>設計金額に応じて、関係法令等の規定に則り見積もりを徴し契約事務を行っているところでございます。ご指摘の点もふまえ、起工額や業務内容から競争見積が可能な業務につきましては、競争見積もりを行い適正な契約事務を行ってまいります。</p>
②	<p>高度処理型合併処理浄化槽の普及については河川などの富栄養化状態を防止し、下水道処理区域外の生活排水処理対策及び公共用水域の水質改善を見込むことが可能となる。また、下水道事業による汚水処理についても、浸水防除、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等が都市形成に重要な役割を担っている。しかしながら、下水道事業は多額の予算を投入する必要があることに加え、布設のための長い年月を要することから、当浄化槽による処理をこれまで以上に普及促進させていくことが肝要である。</p>	<p>下水道処理区域以外の区域における生活排水につきましては、公共用水域の水質改善並びに汚水処理未普及の解消に向けて、広報誌やホームページにおいて高度処理型合併処理浄化槽の補助制度及び維持管理についての周知を行っているところです。</p> <p>今後につきましても制度の周知を継続的に行い高度処理型合併処理浄化槽の普及の促進に努めてまいります。</p>

【廃棄物対策課】

番号	指摘事項	措置状況
①	<p>し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可の条件については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項の規定に定められており、一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。しかしながら、当計画には許可に係る記述が盛り込まれていない。法律は大枠を規定するものであるため、市がより明確な許可基準を設ける必要があったのではないかとと思われる。更新申請についても、車両の台数や積載量の制限のほか、市外業者に対する許可の可否等の具体的な基準を整備されたい。</p>	<p>当市では、し尿のくみ取り・浄化槽清掃業の許可につきましては、現在9社の清掃業者に対して許可を認めている状況にあります。今後、公共下水道の普及に伴い清掃業の業務量が減少する見込みから、新規の清掃業の許可申請の受付を行っていません。これは神栖市一般廃棄物処理基本計画に「し尿及び浄化槽汚泥収集の実施主体は従来どおり許可業者で行うものとする。」と明記しております。</p> <p>ご指摘の更新申請時における「明確な許可基準を設ける」ことにつきましては、現行の新規清掃業の許可を認めない方針から、既存の清掃業者に対して車両台数や積載量等の新たな制限を設けることは難しいことと考えております。さらに、市外業者に対する許可につきましては、一定の顧客があることから違反行為等がない限り認めるものと考えております。</p> <p>これからも、市民生活に直結する「し尿のくみ取り・浄化槽清掃業」が適正に運営できるように、必要な車両及び機材があるかの確認を更新申請時に審査し、許可決定を行う所存であります。</p>
②	<p>第一リサイクルプラザ内を施設実査した際、ごみ処理の工程の一つであるプラスチック類の手選別作業を行う障がい者の様子についても見学した。彼らの作業に取り組む姿勢、迅速</p>	<p>障がい者の能力を最大限に発揮してもらおう環境づくりに、何ができるのかを考えるよう委託業者に働きかけております。</p>

	<p>さ、集中力が印象的であった。障がい者にとって社会参加は重要であり、そういった機会が拡大されることが望ましい。労働賃金の問題を含め、能力を最大限に発揮できる環境を整えるよう委託業者に働きかけていただきたい。</p>	
--	---	--

【水道課】

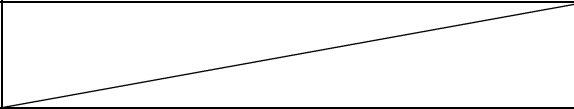
番号	指摘事項	措置状況
①	<p>既存の管路や設備は全資産の約3割が法定耐用年数を経過し、今後更新需要の増大が見込まれるため、計画性を持った事業運営が求められる。さらには、人口減少に伴う給水収益の減少が想定され、財源確保が懸念される中で、配水管拡張工事を実施していくこととなる。そういった状況下において、茨城県は、令和3年度内に策定予定である水道ビジョンで、当面10年間、その後の20年間で取り組む事項を明記し、2050年に県内水道事業を一元化するという目標を掲げた。重複投資のない合理的な運営を目指すものであるが、水道料金体系や布設等の計画が不透明となる可能性があるため、鹿行圏域をはじめ、県内全圏域について今後の動向を逐次注視されたい。</p> <p>水道事業は、市の将来像を見据えながら都市計画を一体と捉えた事業展開をしていく重要な役割を担っているが、市単独での事業運営と同時に、段階的な広域連携に向け、業務の共同化、経営の一体化を視野に入れた運営をしていくという難しい局面を持ち合わせている。茨城県の想定するビジ</p>	<p>県内の水道事業者が共通して抱える課題として、給水人口減少による給水収益の減少、施設の老朽化による更新費用の増大、水道担当職員の減少等がございます。茨城県では、広域連携により県全体として水道事業の最適化を図る手法として、段階的に1県1水道を目指しているものでございます。今後10年間の取り組みとして県内の水道事業を4つのブロックで広域化することを目指しており、神栖市は鹿行広域圏に該当し、県企業局の鹿行広域水道用水供給事業及び鹿行5市との広域連携が計画されております。広域化することにより、広域連携に係る国の交付金が認められ、長期的には、市単独で事業を行った場合より、水道料金の値上がりが緩やかにできるとの分析結果を示しております。現在、茨城県主催による広域連携等に係る研究会に出席して各事業体の情報を共有し、広域化について協議検討を行っているところでございます。</p> <p>神栖市の都市計画とともに行っている配水管の拡張や更新を広域化後</p>

	ヨンを単に受け入れるのではなく、神栖市の具体的な展望を持ち、茨城県等に積極的に要請すべきである。	も計画的に行うことや、水道料金水準の維持について要請してまいります。
--	--	------------------------------------

共通指摘事項（諸帳簿）

【生活環境部，水道課】

番号	指摘事項	措置状況
(1)	<p>休暇取得等について</p> <p>年次休暇の取得は職員による偏りが大きいと見受けられるが、ほとんど取得していない職員については、取得していない要因が業務内容や事務分担などの影響によるものなのか、職員自身が休暇をそれ程必要としないのか、各部署において実態を把握し、職場環境の充実，改善を図られたい。</p>	<p>職員の勤務状況や健康面等に配慮し適切に，また，業務を調整するなどして職員本人の希望により計画的に休暇が取得できるよう職場環境の充実，改善を進めております。</p>
(2)	<p>時間外勤務について</p> <p>月あたりの時間外勤務が20時間超過となった職員が多くみられたのは，2課であった。それ以外の部署においても該当する職員はみられたが，若干名であった。さらには，月あたりの時間外勤務が45時間超過となった職員もみられた。</p> <p>神栖市職員の勤務時間，休暇等に関する規則において規定されているが，時間外勤務を命ずる際には職員の健康を害さないよう考慮しなければならないことを念頭に置かれたい。また，業務担当にとらわれることなく協力し合うなど，時間外勤務の平準化にも配慮されたい。</p> <p>週休日，休日の勤務においては，4時間又は7時間45分以上の勤務に対し，振替や代休の処理を行わず，時間外勤務手当支給となっている事例が多数見受けられた。</p>	<p>課内の連携を図り，業務の進捗状況を確認し，業務を調整するなどして，特定の職員に業務負担が偏らないよう時間外勤務の平準化を進めております。</p> <p>また，休日勤務に対しては職員の心身の健康維持に配慮して，振替・代休制度を活用するよう指導いたしました。</p>

(3)	<p>旅行命令簿について</p> <p>旅行期間の日時間，旅行種別の各欄において，記載漏れとなっているケースが多かった。旅行先，旅行内容の各欄においては，省略した記載となっているため，本人以外が見た際に判別しにくい内容となっているものが見受けられた。具体的な用務の記載に努められたい。また，まとめて記載，押印をした痕跡が一部にみられたが，適時行うよう徹していただきたい。</p>	<p>旅行命令簿は第三者でも内容が分かるよう，具体的に記載するよう指導し，旅行命令者が内容を確認の上，承認等するよう改善いたしました。</p>
(4)	<p>特殊勤務実績簿について</p> <p>特記すべき事項なし</p>	
(5)	<p>備品の管理について</p> <p>各部署における備品台帳については，管理の行き届いているもの，行き届いていないものの差を感じられた。全体としてデータ上で適度な管理はされているようだが，とりわけ，管理の経過が疎かになっているものも多く見受けられた。</p> <p>この度の監査を機に，現在の保有状況をしっかりと把握し，年度内に再確認をしておくことが望ましい。人事異動により備品についての引き継ぎはされにくいものであると思われるが，どの職員が見た際にも，備品台帳（紙媒体及びデータ管理）により容易に確認できるよう管理を継続していただきたい。過去に廃棄となったか否かが明確でないものも見受けられるが，今後はそのような状況となることのないよう徹底した管理を求む。</p>	<p>備品台帳につきましては，指摘事項を周知し，管理の経過を含め，不備の無いよう適切に管理するよう改善いたしました。</p>